

相続時精算課税の使い方

ここは、ある会計事務所、先輩税理士 A と、新人職員 B が、贈与税のことで何やら話しています。少し覗いてみましょう。

B：先輩！贈与税が課されない額は 110 万円ですよ？それなのに、その 20 倍以上 2500 万円でも贈与税が課されない制度があるって聞いたのですが、そんな制度があるのですか？

A：あーそれは、相続時精算課税という制度だよ

B：ソウゾクジセイサンカゼイ？？なんですか？それは？

A：60 歳以上の親等から 20 歳以上の子等に生前贈与をした場合、一定の手続きをすることにより 2500 万円までは贈与税が課されず、超えた場合でもその部分は税率 20% で済む制度だよ。

B：えっー！そんないい制度があれば、皆これを使えば大きく節税できますね。

A：おいおい、早合点しないでくれよ、「精算課税」という意味をきちんと理解してくれよ。

B：セイサンカゼイ？？どういうことですか？

A：簡単に言えば、贈与時には課税されない、もしくは 20% の低い税金で済むが、相続が発生した場合は、贈与された財産も相続税課税対象になる（つまり相続税が課税される）という制度だよ。

B：なーんだ、相続税の課税対象になるのならあんまり意味は無いですね。

A：そんなことは無いよ、この制度を上手に使えば相続税の節税が図れるよ。

B：どんな風にするのですか？

A：例えば、今後、値上がりが見込まれる財産があった場合、この制度を使うとメリットがあるんだ。

B：どんなメリットですか？

A：相続税の計算は、財産については相続があった時点の評価額が課税の対象となるのだけど、この制度を使えば、（値上がりした後の）相続のあったときの評価ではなく、（値上がりする前の）贈与時点の評価で済むんだよ。

B：へーっそれならこれからオリンピック景気で

値上がりが期待される都心の不動産なんかぴったりにですね。それ以外にどんなメリットがあるのですか？

A：アパートや駐車場敷地など、大きな収益を上げる物件もイイかもな。

B：どうしてですか？

A：相続時に精算課税されるといっても、その対象になるのは、その財産だけで、その財産から生み出される果実（利益）は対象にならないんだよ。

B：あーっそうか！例えば父が収益物件をそのまま所有して相続を向かえたら、その物件に加え、その物件から生じた収益（現預金）にも課税されてしまうけど、この制度を使って早めに息子に物件を贈与してしまえば、その後の収益は息子の財産だから相続税の対象外になるということですね。

A：そうそう、なかなか飲み込みがイイな。

B：まだ何かメリットはありますか？

A：相続税対策ではなくて、争族対策に使う場合もあるな。

B：どんな場合ですか？

A：様々な事情による相続の揉め事を回避するために、特定の（推定）相続人に財産を早めに渡したい場合などにも有効だな。

B：そうか！先に贈与しておけば、遺産分割協議で揉めなくても済む場合もありますよね。

A：それと最も有効なケースは、中規模の財産で相続税がかからない場合だな。例えば全財産の評価が 2000 万円程度なら、この制度を使って全て贈与しても課税されず、相続税も基礎控除以下だから課税されないからな。

B：随分イイ制度ですね。でも気を付けることは？

A：まず、この制度を使うと贈与税の 110 万円の控除が使えなくなる。それと自宅敷地など評価減があるような土地についてこの制度を使うと、その評価減が使えなくなるから注意が必要だ。

（文責 小竹 勝）

